

2018年10月12日  
特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

## 横浜市成年後見制度利用促進基本計画素案へのパブリックコメント結果

横浜市は、平成29年4月より横浜市成年後見制度利用促進基本計画策定に取り組んでいます。横浜市では、それを第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定しています。

平成30年4月、既にその素案が公表されており、平成30年5月28日から行われたそのパブリックコメントも終了しています。NPO法人よこはま成年後見つばさは、パブリックコメントの初日に成年後見制度を中心に16項目の意見・提言を行っています。

その内容は、以下の所に公開しています。

NPO法人 よこはま成年後見 つばさ 調査・研究等 (2018.05.28)

<http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/tyousa.html>

平成30年8月7日に行われた平成30年度第1回横浜市地域福祉保健計画策定委員会で、パブリックコメント実施結果が報告されています。その公表をチェックしていましたが、平成30年10月11日、ようやくその資料が公開されました。

それによると地域福祉保健計画全体への意見は172件で、そのうち原案に反映されるものは、たった18件です。割合にして約10%です。

さらに、そのうちつばさの意見が、5件採用されています。約30%を占めることになります。

以下にその詳細をまとめます。

なお横浜市成年後見制度利用促進計画原案の公表は、当初10月頃と言われていましたが、最新情報では12月頃の様です。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/keikaku/sakuteisuisin.html>

### 第1回 平成30年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 第4期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメント実施結果について

#### (1) 市民意見募集期間

平成30年5月28日(月)から6月29日(金)まで

#### (2) 意見総件数

計172件(個人52人)からの意見100件、関係会議等での意見72件)

#### (3) 個人提出者の提出方法

郵送23人、電子メール27人、FAX0人、その他2人

○内容別意見数

計画全体に関すること	24 件
第 1 章 第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって	18 件
第 2 章 推進のための取組	118 件
第 2 章全体に関すること	(11 件)
推進の柱 1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	(35 件)
推進の柱 2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	(46 件)
推進の柱 3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	(26 件)
その他(パブリックコメントの実施方法等に関すること)	12 件
合計	172 件

○提出された意見への対応の考え方

(1) ご意見を踏まえ、原案に反映したもの	18 件
(2) ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	40 件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	77 件
(4) その他(質問・感想等)	37 件
合計	172 件

○主なご意見

(1) ご意見を踏まえ、原案に反映するもの

No2 他	○ 文章が難解で分かりづらいため、易しい表現にしてほしい。
No45 他	○ 具体的な数値目標のようなものが必要ではないか。この内容だけでは、何をどれくらい充実していくのかが分からない。
No89	○ 60 ページ 見守りの仕組みづくり、実践への支援の中の「徘徊する」は「外出で道に迷う」に置き換えてはどうか。 (理由) 「徘徊」という言葉はネガティブで、最近では当事者から使わないでとの声が出ています。行政でも見直しを始めたところもあると報道されています。
No94	○ 健康づくりの実践の場として、「子育てサークル」という例が必ずしも良いとは思えません。子育てサークルは、それぞれが目的を持ち、講師や支援者が関わって活動している場合もあります。「地域の親子の居場所」等への変更を検討願います。

以下、原案に反映させるとされたつばさの意見について、当局回答に感想を加えました。

<つばさ意見 1 >

60 ページ見守りの仕組みづくり、実践への支援の中の「徘徊する」は「外出で道に迷う」に置き換えてはどうか

(理由)

「徘徊」という言葉はネガティブで、最近では当事者から使わないでとの声が出ています。行政でも見直しを始めたところもあると報道されています。

<当局回答>

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。計画原案の表現を「外出中に道に迷う」としました。

<回答への感想>

行政(計画策定職員)は、もっと感性を豊かにすること、当事者の思いに敏感になること。

<つばさ意見2>

70 ページ現状と課題に次の1点を加えてください。

法人後見の普及・啓発事業

◆横浜市では、平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。

(理由)

市民後見人養成と同列に課題として掲げないと、次の<柱 2-3-2>成年後見人等への支援の推進につながらないのではないかと。なお、国の定めた成年後見制度利用促進基本計画の中でも「法人後見の活用が有用である」と明記されています。

<当局回答>

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。

<回答への感想>

課題(認識)があつてはじめて、その対策(取り組み)が出てくるのであって、つばさの指摘はごく当たり前のこと。しかし、法人後見に取り組むものとして素直に計画原案に反映を喜びます。

<つばさ意見3>

71 ページ上から6行目、「本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」は、「成年後見人等は、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」とすべきではないか。

(理由)

文章に主語がないからです。

<当局回答>

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。

<回答への感想>

日本語の問題です。むしろ情けない指摘であり、回答です。

#### <つばさ意見4>

71 ページ法定後見制度の説明で、「本人や四親等内の親族等が」とあるのは「本人や配偶者、四親等以内の親族等が」とした方が良いのではないか。

(理由)

一般的な説明(民法7条)では、配偶者を省略していないからです。

#### <当局回答>

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。

#### <回答への感想>

申立権者の説明として、誤りを正したに過ぎないと理解します。なんのこともありません。

#### <つばさ意見5>

71 ページ任意後見制度の説明で「あらかじめ自分で選んだ代理の方(任意後見人)と契約によって」は「あらかじめ自分で選んだ方と任意後見契約を結び」とすべきではないか。

(理由)

任意後見制度は、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人であり、それまでは任意後見人候補者に過ぎないからです。

#### <当局回答>

ご意見の趣旨を踏まえ、計画原案に反映しました。家庭裁判所の表現に合わせ、計画原案の表現を「任意後見受任者」としました。

#### <回答への感想>

これも任意後見制度の説明の誤りを正したレベルのことです。

つばさの他の意見も再掲しておきます。今回、原案に反映させることはできませんでしたが、むしろこちらの方にこそ、重要な提言が含まれています。パブリックコメントを通して、横浜市に声が届けられたことが重要です。

### I 素案についての意見

3. 70 ページ 目指す姿の中の「高齢者や障害者が自分の力を生かしながら」とあるのは「高齢者や障害者が支援を受けながら」とする方が適切ではないか

(理由)

前段で「制度が必要な方の利用が促進されることで」とあるからです。また意思決定支

援の考え方を踏まえてです。

7. 72 ページ 申立て支援に次の 4 点を加えてください

- 身近な相談窓口の充実
- 法テラスとの連携の推進
- 区長申立の促進
- 横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開

(理由)

資力の乏しい方の申立支援では、申立費用助成の整備は必要要件であって十分条件ではないからです。

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区役所、区社会福祉協議会では、制度利用の相談だけではなく家裁申立の支援も行ってください。

総合法律支援法が改正され、法テラスでは平成 30 年 1 月 24 日から、高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方に対する援助として、「出張」による法律相談が始まっています。資力の乏しい方々の成年後見制度利用促進のためには、法テラスとの連携が不可欠です。

70 ページ、現状と課題 成年後見制度 「◆制度利用の面からみると障害者の利用が進んでいない状況です。」とあります。その理由は何でしょうか。

市町村長の審判請求については、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「その福祉を図るため特に必要があると認めるときは審判の請求をすることができる」とされています。翻って、区役所の状況をみると、認知症高齢者の区長申立はそれなりに進みます。しかしながら、障害者取り分け知的障害者については、なかなか進まないのが実情です。中には、相談しても 3 年も 4 年も放置されている例も見受けられます。実態を検証し、その福祉を図るために必要がある事例が放置（不作為）されることなどないように改善をしてください。

横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開も求めます。一般的に市民との情報共有、透明化を図ることは言うまでもないことです。然るに横浜市は成年後見制度利用支援事業に関わる情報は、「報酬助成を申請する方へ」と題するチラシだけです。お隣の川崎市を見てもホームページで情報を提供しています。今後、成年後見制度利用支援事業の在り方の議論も必要かもしれませんが、まずは要綱の公開を求めます。

8. 72 ページ権利擁護に関する取組に次の 2 点を加えてください

- 苦情対応制度化の検討
- 第三者評価導入の検討

(理由)

成年後見制度利用促進の庶務は、平成 30 年 4 月内閣府から厚生労働省に移管されています。成年後見については、厚生労働省所管の介護保険や福祉サービスと違って利用者の苦情対応の制度が整っていないこと。後見業務の質の向上のため第三者評価が有効なこと。

9. 74 ページ 後見人の養成・支援に次の1点を加えてください

■区社協での法人後見実施

(理由)

このことについては、平成23年3月26日の市会本会議（地震のため開催できず書面質疑）で鶴見区選出の議員により質問があります。市長による回答も行われています。その後、社協の長期計画の中で平成30年度実施とされてきました。丁度その平成30年度を迎えています。計画通り実現すべきではないのか。

なお、地域での成年後見制度利用のニーズは高まっています。利用者が法人後見実施団体を選ぶことが出来るくらいの環境整備が必要です。今後は、財政基盤の安定した社協型の法人後見も柔軟な対応のできるNPO型の法人後見も必要です。

10. 74 ページ コラム法人後見支援事業について

このことについては、平成28年2月24日の市会本会議で、緑区選出の議員が質問しています。国では平成25年度より成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業に位置付けています。

支援事業としては、

①法人後見実施のための研修

②法人後見の活動と安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適切な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業等々が掲げられています。

横浜市でも、その趣旨通りに実施すべきです。

11. 74 ページ 法人後見取組検討会について

横浜市は、特定の団体・会員の法人後見実施団体ではなく、高齢も障害も、在宅も入院・入所にも対応できる法人後見実施団体を養成・育成すべきです。

12. 90 ページ 社会福祉法人の地域貢献の推進に次の一点を加えてください

◆社会福祉法人は、地域における公益的な取り組みの一つとして低所得の高齢者・障害者に対して、自ら成年後見等を実施することも含めその普及に向けて実施することが期待されています。

(理由)

国の成年後見制度利用促進基本計画の中でも記述されています。しかしながら、社会福祉法人が関わる場合には、そのサービス利用者との利益相反が厳しく問われます。その問題を克服（別組織 監督人 特別代理人 組織の透明性など）し、障害理解、本人理解に

長けている社会福祉法人が関わる途を切り拓くべきではないか。

## Ⅱ その他の提言

### 1. 横浜市社協の法人後見の在り方

全国最大の基礎自治体社協として、横浜市社協は平成 12 年度当初から法人後見を実施し、全国の社協の法人後見をリードしてきた功績は大きいものがあります。しかしながら、370 万人の都市としてたった一つの社協型法人後見で良いのでしょうか。本来、市社協の役割は法人後見実施に直接関わるのではなく、この分野のグランド整備、環境整備に徹することではないのか。

### 2. 成年後見制度利用支援事業の改善

この事業については、平成 24 年度から地方自治体の必須事業になっています。横浜市では平成 30 年度約 1 億 2000 万円を計上し、その努力には敬意を表します。しかしながら、申立費用の助成については相変わらず区長申立だけに限っています。ホームレス事例について、区役所に相談したところ、本人申立で行ってくださいと追い返されたことがあります。この事例については、つばさ基金から診断書料と鑑定料を工面し、審判にたどり着いています。こうした事態が生じないよう至急改善してください。

### 3. 地域連携ネットワークの構築

72 ページの中核機関・ネットワークの構築では横浜型と表現されていますが、横浜型とは何ですか。私たちは、地域とは、市域でもなく、区域でもなく、文字通り地域であるべきと考えます。地域連携ネットワークとは事例検討会程度の区サポートネットなどではなく、個別事例支援に真に役立つネットワークでなければなりません。区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員などと地域で連携し支援を進めるべきものと考えます。

### 4. 市民後見人の養成

第 4 期横浜市市民後見人養成課程説明会のチラシでは対象を、「第三者後見人等（他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していない方。また、今後も受任しない方。」と限定していますが、民間ではなく横浜市が養成しているからこそ限定すべきではないと考えますが如何ですか。

以上